

高校生等奨学給付金 申請のご案内

～佐賀県立高等学校全保護者様向け～

令和8年度高校生等奨学給付金の申請を受け付けいたします。世帯の状況により提出書類が違いますので、ご確認の上、ご提出下さい。

○対象世帯（①～④のすべてに該当する世帯）

- ① 保護者等が佐賀県に住所を有している
*保護者等が佐賀県外に住所を有している場合は、在住の都道府県教育委員会にお問い合わせください。
- ② 生徒が高等学校就学支援金を受ける資格を有している
*就学支援金の受給資格の認定状況については学校で確認をします。
- ③ 児童福祉法による見学旅行又は特別育成費が措置されていない
- ④ 以下のいずれかに該当する世帯
 - ・生活保護世帯(生業扶助を受給している)
 - ・住民税所得割が非課税の世帯
 - ・おおむね年収 270 万～490 万円の世帯

※県民税所得額及び市町民税所得割額の合算額が 100 円～182,500 円未満の世帯

🔍 確認方法

以下の方法で、保護者全員の県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計を確認することができます

①【マイナンバーカードをお持ちの方】

マイナポータル「わたしの情報」の税・所得から確認 ⇒⇒⇒



〈マイナポータルURL〉

②職場や自治体から発行される納税通知書などから確認

⚠ 注意事項

- ・生徒の国籍・在留資格等で対象となる世帯の範囲が異なります。
- ・家計が急変して上記の世帯になった場合も対象になります。

<裏面もご確認ください>

○支給額(返還不要) ※世帯の状況により支給額が異なります

・生徒1人につき、年1回支給します。

対象	通信制
	年額
生活保護受給世帯	32,300 円
非課税世帯	50,500 円
所得割額の合算額が 100円～105,500円未満	16,830 円
所得割額の合算額が 105,500円～182,500円未満	12,630 円

○提出書類 ※世帯の状況に合わせて、下記の書類を提出してください

生活保護(生業扶 助受給)世帯の方	☐ 奨学給付金支給申請書 ☐ 口座振替依頼書 ※口座指定は申請者名義の普通預金口座に限ります。 ☐ 申請者名義の口座が確認できる書類(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(加)がわかる通帳やキャッシュカードの写し) ☐ *生業扶助(高等学校等就学費)受給状況証明書 又は生活保護受給証明書(写しでも可) (令和8年7月1日時点での生業扶助受給の有無が確認できるもの) ※生活保護受給証明書は、福祉事務所などで取得することができます。
非課税 世帯の方 ・ 所得割額の合算 額が100円～ 182,500円未満 の世帯の方	☐ 奨学給付金支給申請書 ☐ 口座振替依頼書 ※口座指定は申請者名義の普通預金口座に限ります。 ☐ 申請者名義の口座が確認できる書類(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(加)がわかる通帳やキャッシュカードの写し) ☐ 以下のいずれかひとつの書類 ※いずれも保護者等全員分 ①個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書(個人番号カードのコピーを貼付) ②令和8年度課税(非課税)証明書等の写し ☐ *扶養誓約書(該当者のみ) ※親権者又は未成年後見人がいない場合に生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合提出
家計急変世帯の方	☐ 事務室へご連絡ください

*印の申請書用紙(生業扶助受給状況証明書・扶養誓約書)が必要な方は、学校HPの添付書類からダウンロードするか、事務室窓口でお受け取りください。

新入生において、令和 8 年度課税所得割額にて奨学給付金支給対象とならない場合
 新入生に限り、令和 8 年度課税所得割額にて奨学給付金対象とならない場合でも、令和 7 年
度課税所得において要件を満たしている場合は、4 月～6 月分相当額(年額の 4 分の 1)を支
給します。世帯の状況に合わせて、「○提出書類」に加えて以下の書類をご提出ください。

生活保護(生業扶助受給)世帯の方	□ 生業扶助(高等学校等就学費)受給状況証明書 又は生活保護受給証明書(写しでも可) (令和8年 4 月1日時点での生業扶助受給の有無が確認できるもの)
非 課 税世帯の方 所得割額の合算額が 100 円～ 182,500 円未満の世帯の方	□以下のいずれかひとつの書類 ※いずれも保護者等全員分 ①個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書(個人番号カードのコピーを貼付) ②令和7年度課税(非課税)証明書等の写し

○注意事項

- ・申請書を受理した後審査を行いますので、その結果、支給できない場合もあります。
- ・事実と異なる内容の申請により本来受けることができない給付金を受けた場合は、即時の返還と違約金が課されます。
- ・佐賀県に申請される場合は、他の都道府県への申請はできません。
- ・給付金は、生徒の教育費に使用し、学校徴収金に未納がないようにしてください。
- ・振込口座は、申請者(保護者名)名義の普通口座に限ります。

受 付 期 間：令和8年 10 月 12 日(月)まで

- ・学校事務室への郵送又は通信制事務室窓口で申請書を受け付けます。
(唐津課程はスクーリング時に提出可)
- ・個人番号を含む申請書類を郵送される場合は、簡易書留をお願いします。
- ・スクーリング日及び平日(8:30～17:00)以外の受付は行いませんので、御注意ください。

○お問い合わせ先 ・ 提出先

佐賀県立佐賀北高等学校通信制 事務室
 〒840-0851 佐賀市天佑 2 丁目6番1号
 TEL:0952-23-2203